

竹富町告示第 30 号

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 22 日

竹富町長 前泊 正人



竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱（平成 30 年 10 月 1 日告示第 102 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 町長は、町内の農業者に対して鳥獣による農林水産物に対する被害を防止するために必要な侵入防止柵等の資材の購入に要する経費を補助し、農業者の負担経費の軽減並びに生産意欲の増進を図るもの。補助金は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、竹富町補助金等交付規則（昭和 56 年竹富町規則第 4 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の対象となる者は、町内に住所を有し、農業を営む個人又は任意団体等。ただし、過去 5 年以内に、本事業において補助金の交付を受けた者を除く。また、町長が認めた者はこの限りではない。

（補助対象の侵入防止柵の種類）

第 3 条 補助金の対象となる侵入防止柵の種類は、以下のとおりとする。また、資材は新品に限る。

- (1) 電気柵
- (2) ワイヤーマッシュ柵
- (3) 金網柵又はネット柵
- (4) 上記の複合柵
- (5) その他に町長が認めたもの

(補助対象圃場)

第4条 補助の対象となる圃場は町内に存在する次に掲げる圃場とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 町長が認める優良種苗繁殖等の公益性が高い圃場
- (2) その他圃場

(経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助の額は別表1のとおりとし千円未満は切り捨てるものとする。ただし、公募を行った場合は第9条(補助金の交付決定)に定めるものとする。また、町長が認めるものはこの限りではない。

- (1) 侵入防止柵の資材費
- (2) 前号に付帯するもので町長が認めたもの

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 直営施工にて侵入防止柵を設置すること
- (2) 購入資材については見積りを取得すること
- (3) 設置後3年間は適切な維持・管理を行うこと
- (4) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること

(補助金交付申請書)

第7条 交付の申請においては、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 事業要望書(第2号様式)
- (2) 農作物作付面積及び農産物販売状況報告書(第3号様式)
- (3) 侵入防止柵の設置予定図
- (4) 導入する資材がわかるパンフレット及び資材の見積書の写し
- (5) 被害の状況が確認できる写真
- (6) 設置後適切な維持・管理を行う旨の誓約書(第4号様式)
- (7) 竹富町義務履行確認書(第5号様式)

(補助金の公募)

第8条 町長は、補助金の交付の申請が多いと見込まれる場合、公募による一定期間の申請の受付を行うことができる。なお交付申請は、第7条に示される書類によって行うも

のとする。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、第7条により補助金の交付の申請があり適切に申請されていると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。ただし、公募を行った場合は募集期間に要望があった事業について、事業の規模、緊急性等を総合的に判断し、より効果が高いと判断したものから決定する。優先順位の定め難い者については、竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置補助金事業者選定委員会によって決定することができる。なお、公募による交付申請で決定した対象者全員の補助金の合計が予算の全額を超える場合は、補助率は、同一の公募内の申請者すべて本来の補助額に予算の全額を補助金の合計で除した率を乗じたものとする。

(実績報告書等)

第10条 申請者は、事業完了後速やかに、実績報告(第6号様式)に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 購入資材の領収書の写し
- (2) 侵入防止柵の設置図及び設置前・設置後の写真
- (3) その他交付決定の際に条件として付したもの

(利用状況報告書)

第11条 申請者は、利用状況報告書(第7号様式)を事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度末までに町長に提出するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助金の請求は、実績報告書提出後に行うものとし、補助金の支払は、請求書(第8号様式)を受理後に行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金交付を受けたとき
- (2) 竹富町補助金等交付規則に定めるほか、この要綱に定める事項に違反したとき

(設置場所の移転)

第14条 設置した侵入防止柵をやむを得ない理由により移転等する場合には、変更申請書(第9号様式)を提出し了承を得るものとする。

(必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年11月25日告示第89-1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年7月14日告示第39-1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年4月22日告示第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第5条関係)

施行区分	補助率
町長が認める優良種苗圃場	資材購入費に10分の9を乗じた額 又は300千円のいずれか低い額を 限度とする。
その他圃場	資材購入費に10分の5を乗じた額 又は300千円のいずれか低い額を 限度とする。
隣接する受益戸数2戸以上が共同で侵入防止柵 を設置する場合	資材購入費に10分の7を乗じた額 又は受益戸数に300千円を乗じた 額のいずれか低い額を限度とする。